

第5条及び第6条を削る。

第7条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、牧場公園の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

別表中「第4条」の右に「、第7条」を加え、同表1の部使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改め、同表2の部使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改め、同部備考の欄2中「使用料の」を削る。

(兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 兵庫県立飛行場の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（指定管理者による管理）」に改め、同条第1項中「但馬空港ターミナル株式会社（以下「管理受託者」という。）に委託する」を「指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる」に改め、同条第2項中「新温泉町に委託する」を「指定管理者に行わせる」に改め、同条第3項を削る。

第24条第2項から第5項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

(兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 兵庫県立ひょうご女性交流館の設置及び管理に関する条例（平成7年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（施設の利用の許可及び料金）」に改め、同条中「同表に定める使用料」を「当該施設の利用に係る料金」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、交流館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

- 2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

別表中「第4条」の右に「、第7条」を加え、同表使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改める。

（兵庫県立丹波の森公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第34条 兵庫県立丹波の森公苑の設置及び管理に関する条例（平成8年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（施設の利用の許可及び料金）」に改め、同条中「同表に定める使用料」を「当該施設の利用に係る料金」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（管理）

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、丹波の森公苑の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

- 2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

別表中「第4条」の右に「、第7条」を加え、同表使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改め、同表備考の欄8中「使用料の」を削る。

（兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第35条 兵庫県立但馬ドームの設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（施設の利用の許可及び料金）」に改め、同条中「同表に定める使用料」を「当該施設の利用に係る料金」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条中「第4条」を「前条」に改め、同条を第5条とする。

第8条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、但馬ドームの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

2 第4条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

別表中「第4条」の右に「、第7条」を加え、同表1の部使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改め、同部備考の欄7中「使用料の」を削り、同表2の部使用料の欄中「使用料」を「基準額」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第36条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例（平成11年兵庫県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、国際会議場等の施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

第8条第2項から第5項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

(兵庫県立笠形山自然公園センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第37条 兵庫県立笠形山自然公園センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(管理)

第7条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。

第8条第2項から第5項までの規定中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第38条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第30号）の一部を次のように改正する。